

# 2020 年度秋派遣 クイーンズランド大学（オーストラリア）

## 中期協定留学プログラム 募集要項

出願期間：2020年6月29日(月)～7月3日(金)

派遣人数：7名程度

研修期間：2020年8月22日(土)出発～2021年3月7日(日)帰国(約25週間)

※ただし、最初の5週間は、日本でオンラインの英語授業を受ける可能性がある

### 1 はじめに

このプログラムは、The University of Queensland, Institute of Continuing & TESOL Education (ICTE-UQ) が主催する15週間の集中英語学習と OKC 株式会社が運営する1週間のインターンシップ準備プログラムおよび8週間のインターンシップで構成されています。参加者は、教室において、また現地での実務を通じて、高い英語力および国際感覚を身につけるための実践的な研修を受けます。

### 2 出願資格

- (1) 派遣時において本学に1年以上在学している学部学生または大学院生であり、派遣期間中に本学に在籍することが確実な者。また、派遣までに、所属学部の定める留学許可に必要な単位数を修得していること。(成蹊大学外国留学規則第4条参照)
- (2) 出願時に、**GPA 2.0 以上**を有すること。
- (3) 出願時に、以下のいずれかのテストにおける英語スコアを持っていること。

**IELTS 5.0 以上 [各セクション4.5 以上]、 TOEFL-iBT 61 以上**

**TOEFL-ITP 500 以上、 TOEIC 700 以上 (※TOEIC-IP 可)**

※新型コロナウイルスの影響により TOEFL-iBT や IELTS の試験が中止になったことに配慮し、2020 年度秋派遣中期協定留学の出願において、オンラインで自宅受験する TOEFL-iBT Special Home Edition および IELTS Indicator のスコアでの出願を認めます。

- (4) 留学や海外におけるインターンシップ参加にあたって、高い学習目標および具体的なキャリア計画を持ち、派遣決定後もさらなる自己研鑽を続けていくことが期待される者。
- (5) 心身ともに健康であり、留学先でも授業や研修に欠かさず参加することが可能であること。  
(※下記9. 注意事項を参照) 留学に際して健康面で気になることがある場合は、必ず事前に医師等に相談しておくこと。
- (6) 派遣期間中有効なパスポート (※ビザ申請時に6ヵ月以上の有効残存期間が必要) を持っていること。(※未取得の場合は、遅くとも8月30日までに取得すること。)

### 3 プログラムの内容

- (1) 英語プログラム (約15週間) (※最初の5週間はオンライン授業になる可能性があります。)

クイーンズランド大学 ICTE-UQ にて、General English (GE), English for International Business Communication (EIBC)のいずれかのプログラムを受講します。文法、聴解、読解、語彙、ライティング、スピーキングなど、多角的に英語力の向上をはかります。

- (2) インターンシップ準備プログラム (約1週間)

OKC スタッフの指導のもと、インターンシップ中の諸問題への対処方法などについて学びます。また、研修中のキャリア計画の作成や、現地法人の訪問も予定されています。

### (3) インターンシップ (約 8 週間)

参加者の英語力や専門性に基づきインターンシップ先が決定され、企業、観光地、NGO 団体、教育機関等で研修を行います。研修地は、ブリスベン、シドニーから選択ができ、研修先の手配やサポートは、OKC が行います。8 週間の実務経験を通じて実践的に英語を身につけます。

## 4 費用など (※20 年度秋プログラムの費用は決まっています。以下は予定費用。)

(1) プログラム費 (予定価格) ※9 月上旬に決定、9 月下旬に支払い予定

- ・総費用 : 【途中からシドニーに移動】 ¥1,650,000 ~ ¥1,700,000
- 【全期間ブリスベンに滞在】 ¥1,600,000 ~ ¥1,650,000

<上記費用に含まれるもの>

英語研修費用、インターンシップ費用、ホームステイ費用 (※食事代 [平日・朝食・夕食、土日: 3食] を含む。)、インターンシップ準備研修費用、航空券代金 (国際線、国内線) および諸税、各種サポート費用および手数料

- (2) 成蹊大学への納付金 : 2020 年度後期分の授業料等は 2/3 減免されます。また、申請によりプログラム費補助金として 200,000 円が給付されます。
- (3) その他 : 中・長期協定留学の派遣生は、大学指定の海外留学保険および危機管理サービスに加入することが義務付けられています。(中期協定留学の場合: 約 5~7 万円)

## 5 出願受付

- (1) 出願方法 : 出願書類一式を国際課へ郵送  
※簡易書留、レターパックプラス、レターパックライトなどの追跡確認可能な方法で郵送すること。  
※窓口での受付は行わないので注意すること。
- (2) 期 間 : 2020 年 6 月 29 日 (月) ~ 7 月 3 日 (金) (※必着)
- (3) 送付先 : 〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町 3-3-1 成蹊大学 国際課

## 6 出願書類

- (1) 留学願書 (留学願) (※所定書式・A4 サイズ)
- (2) Statement of Purpose (志望理由書) (※所定書式・A4 サイズ・英語で記入)
- (3) 個人情報開示に関する同意書 (※所定書式・A4 サイズ)
- (4) 英語スコア (TOEFL、IELTS) のコピー (※A4 サイズでコピー)

※出願書類は、成蹊 PORTAL より、各自でダウンロードしてプリントアウトし、必要事項を記入すること。

※自宅等で出願書類をプリントアウトできない場合には、国際教育センター ( [siis@jim.seikei.ac.jp](mailto:siis@jim.seikei.ac.jp) ) にメールで問い合わせること。(料金着払いでの郵送受取りについて案内します。)

※出願にあたっては、「成蹊大学における個人情報の取扱い」による取扱いの他、留学諸手続きに必要な範囲内で留学先大学やその他関係機関へ提供されることに同意の上、出願すること。

## 7 選考スケジュール

- ・一次選考 [書類審査] 結果発表 : 7 月 14 日 (火) 成蹊 PORTAL にて発表
- ・二次選考 [面接 (英語)] 日時 : 7 月 18 日 (土) 9:00~ (予定) Zoom で実施
- ・派遣候補者発表 : 7 月 22 日 (水) 成蹊 PORTAL にて発表

※成蹊国際コース登録者 (2 年次以上) のうち二次選考 (面接) 免除者は、一次選考結果発表時に発表する。

(※下記、10 を参照)

## 8 奨学金

派遣決定者で、TOEFL-iBT61点、TOEFL-ITP500点、IELTS5.0以上の者は、成蹊大学外国留学奨学金に応募することができる。(注：TOEICでの申請は不可。)(※申請時期は2020年9月上旬)

## 9 注意事項 ※下記すべてを確認したうえで出願すること

- (1) 研修期間や費用は、まだ確定しておらず、今後、変更になる可能性があります。
- (2) 渡航先の国や地域が、外務省海外安全ホームページの危険度レベル2以上に該当する場合は、留学許可は取消しとなります。また、渡航先の国や大学の事情などによって留学ができないこともあるので、了承のうえ出願してください。
- (3) 派遣候補者に選ばれた学生は、指定された期日までに健康診断証明書を提出してください。
- (4) 派遣決定後に、自己都合で参加を辞退することはできません。なお、参加を辞退した場合には、研修校や航空券のキャンセル費用が発生します。
- (5) ダブリンシティ大学およびクイーンズランド大学中期協定留学での滞在先は、全期間ホームステイです。アジアパシフィック大学・香港中期協定留学での滞在先は、寮およびサービスアパートメントです。研修校および委託機関の手配による宿泊先以外の滞在は、認められません。  
(※知人宅、シェアハウス等の滞在は不可。)
- (6) 中期協定留学では、実社会に出て就業研修を受けますが、インターンシップでは、学生自身で業務を遂行することが難しい場合に、特別な配慮やサポートは提供されません。留学に際してサポートが必要な場合は、国際課に相談のうえ、別の留学プログラムへの参加をご検討ください。
- (7) パスポート未取得者や留学先の国の滞在に必要な有効期限が残っていない場合は、早めに申請または更新手続きを完了させたいうえ、8月30日までに取得してください。
- (8) 日本国籍以外の学生で、ビザが必要になる場合の申請手続き等は、すべてご自身で行っていただきます。(成蹊大学ではビザ所得に関するサポートは提供しておりません。) また、出願までにビザ申請の手続きや取得までに要する時間について必ず確認しておいてください。

## 10 二次選考(面接)免除対象者

- ・成蹊国際コース登録者のうち、一定の基準を満たした学生を、二次選考(面接)免除とする。

成蹊国際コース登録者のうち、通算GPA3.0以上、かつ英語4技能試験(IELTSまたはTOEFL-iBT)のスコアを満たして出願した学生については、原則、面接は免除し、書類審査のみで派遣候補者として認めることとする。(ただし、必要と判断された学生については面接を実施したうえで可否を決定する。)